いじめ防止学校基本方針の詳細

日置市立湯田小学校

<u>1 い</u>じめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。(いじめ防止対策推進法 第2条)

2 いじめの未然防止について

(1) いじめについての基本認識

いじめ問題は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して防止対策 や早期発見・早期解消に取り組むべき重要な課題である。

- ③ 弱いものをいじめることは人間として、絶対にゆるされないとの強い認識をもつ。
- ② いじめられている児童の立場に立った親身な指導をおこなう。
- ③ いじめ問題は、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ④ いじめは家庭教育のあり方に大きなかかわりをもっているので、家庭との連携を十分 におこなう。
- ⑤ 家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって 取り組む。
- ⑥ いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供するとともに、隠蔽することのないようにする。
- ⑦ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取組内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。
- ⑧ 言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒介とするいじめへの対応等、 職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもと に、信頼関係の構築と人権尊重によるいじめの撲滅を目指す。
- (2) いじめ未然防止について
 - ① 校内指導体制の確立

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心 に一致協力指導体制を確立する。(生徒指導連絡会の実施 毎月1回)

② 児童の居場所づくり, 絆づくり

児童が安心して、自己存在感や充実感を感じられる学級や学校にしていく「居場所づくり」「絆づくり」に努める。

③ 教師の指導力向上

「いじめ対策必携」を活用したり、校内研修を実施したりすることで観察力や対応力を高める。

④ 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実、生命を大切にする指導の充実に努める。

⑤ 道徳的実践力を培う道徳教育と特別活動の充実

アいじめ防止や生命尊重をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

(学期ごとの「いじめ問題を考える週間」の計画的な活用)

イ 行事等を通して、学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。

(代表委員会,縦割り班を通しての清掃活動や児童集会,集団下校)

⑥ 地域・家庭・関係機関との連携強化

保護者,関係機関とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶にむけた対策を推進する。(学級PTA、PTA生活指導部、学校評議員会など)

3 いじめ早期発見のための取組

- (1) アンケート調査や面談等
 - ア いじめアンケート (担任が実施, 5月, 10月) 結果については生活指導委員会, 生 徒指導連絡会で報告, 共通理解を図る。)
 - イ 県・市が実施するアンケートによる調査、学校楽しーとの実施。
 - ウ Q-Uの実施(5年生 5月,10月)
 - 工 教育相談

担任が実施,アンケート後,気になる児童と面談,聞き取りを実施。保護者とは6月と11月,2月に実施。月1回は教育相談日を設定。

- (2) 教職員全員による生活指導委員会(連絡会)では、児童の人間関係の掌握と情報交換を行う。また、指導について意見交換をし、指導改善を図る。
- (3) 外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。
- (4) 保護者や地域にも登校指導や、行事ごとに児童の様子を見ていただき、気になること については連絡いただくよう連携をとる。

(学級PTA, PTA総会, 学校評議員会, 校区公民館運営協議会など)

- (5) 生徒指導委員会では指導の改善・評価を図り、綿密な指導が行えるよう取り組む。
- (6) 管理職による校内巡視や月1回の安全点検を通して、いじめのサインがないかをチェックしていく。
- (7) 「いじめ対策必携」を使用し、教職員の資質向上に努める。
- (8) 学級通信や学校便り、HPなどを通して、学校の取り組みをこまめに発信していく。
- (9) 生活指導委員会や連絡会などを通して、教職員同士の情報交換を行う。また、学級 P T A や学校評議委員会、校区公民館運営審議会などで保護者・地域の方々との意見交換・情報収集を実施する。

4 いじめが確認された場合の措置

- (1) 基本的な考え方
 - ① 組織的な対応を行う(下図参照)。
 - ② 被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活をおくることができるよう、改善することを基本とする。
 - ③ いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
 - ④ 被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
 - ⑤ いじめへの対応は、基本的には「生徒指導委員会」を中心とした組織であたる。
 - ⑥ 所轄警察署などの関係機関との連携を密にする。
 - ⑦ 被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう,保健室授業等の措置も考える。
- (2) いじめに対する対応の流れ

いじめの発見・通報

・ 生徒指導委員会による指導方針と役割分担の決定

↓

事実関係の確認

- ・ いじめを受けたから担任,生徒指導係または他の職員が直接いじめの有無及び詳細について聞く。
- まわりの児童から情報を得る。
- ・ いじめを行った児童から、事実についての事情を聴取する。
- ・ 聴取したことから、事情の照合を行い、事実を確定する。
- ・ 聴取の際は、虚偽や憶測により事実が曲げられてしまうことのないようにその都 度、事実を明確にするよう心がけるとともに、双方の人権に配慮する。
- ・ 事実については被害児童・保護者に伝える。

Ţ

いじめを行った児童指導・保護者への助言

- ・ 確認した事実を保護者に伝え、今後の指導についても話す。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、 自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめは人として許されない行為であることを自覚させる。
- ・ いじめを生んだ児童の背景にも目を向け、加害児童の人格の発達や自己実現に向 けての目標をもたせる。
- ・ 学校教育法第35条に示された出席停止の措置については、教育委員会に相談する。

Ţ

いじめが起きた集団への対応

- 同調していた児童には、それらの行為がいじめに加担することであることを理解 させる。
- 見ていた児童には、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。



いじめを受けた児童への対応

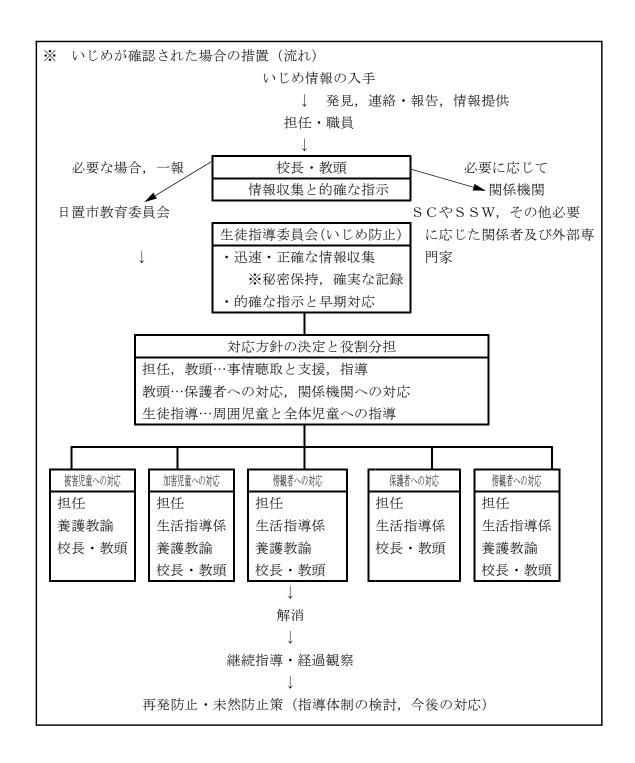
- ・ 被害児童が通常の学校生活に戻れるよう,生徒指導委員会で方針と分担を決める。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーの対応、保健室登校等の対策を講じる。
- ・ 保護者との連携を密にする。
- 転校の意思がある場合には、その説明をするとともに、相談に応じる。

いじめを受けた児童の保護者への対応

・ 必要に応じては臨床心理士やスクールカウンセラーの派遣を要請し、児童はもち ろんのこと保護者の心のケアに取り組む。

ネットいじめへの対応

- 情報モラルについての指導をする。
- ネットポリス鹿児島等の機関と連携を密にする。
- ・ 名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダへ削除を求める。
- 情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。
- ・ フィルタリング等、保護者の啓発活動を行う。
- ・ 職員研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

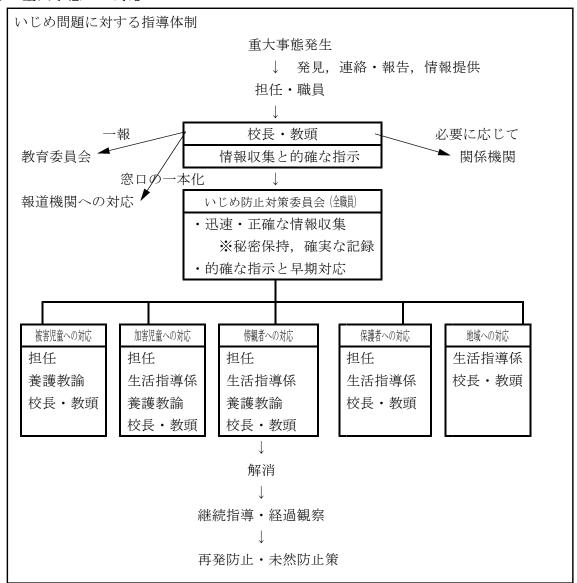


5 重大事態が発生した場合

- (1) 重大事態の基準(第28条)
 - ① いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた場合
 - ・自殺を企図した場合
 - ・心身に重大な障害を負った場合
 - ・金品に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ② いじめにより、児童が30日以上欠席、または一定期間連続して欠席を余儀なくされた場合
 - ③ 児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。
- (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には,速やかに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への対応



(4) 生徒指導委員会(いじめ防止対策)の招集

- ① 生徒指導委員会(いじめ防止対策)を招集し、事案についての概要と今後の計画を立てる。
- ② 生徒指導委員会(いじめ防止対策)は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導係(または教頭)が務める。状況に応じて警察関係者の参加も依頼する。

(5) 事実関係を明確にするための調査

- ① いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合
 - ア 当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または質問紙調査を行う。
 - イ 当該児童の学校復帰が阻害されることのないように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先にする。
- ② いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合
 - ア 保護者の要望や意見を十分に聞く。
 - イ 関係職員、関係児童からの聞き取り、または質問紙調査を行う。
- ③ 調査結果の情報提供
 - ア 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
 - イ 調査結果については、日置市教育委員会に結果の報告を行う。

- (6) いじめを行った児童への指導
 - ① いじめを行った児童への指導は、「いじめがあった場合の措置」に準ずる。
 - ② 学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察と連携をとる。
 - ③ 報道や事実に関する話題の拡散により、いじめを行った児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
 - ④ いじめを受けた児童との人間関係の再構築,周りの児童との人間関係の再構築,本人の学校生活での目標設定等,いじめを行った児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて,継続的に指導していく。
- (7) いじめを受けた児童への指導
 - ① いじめを受けた児童への指導は、「いじめがあった場合の措置」に準ずる。
 - ② いじめを受けた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体の見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
 - ③ まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等,当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。
- (8) 報道機関対応
 - ① 教育委員会と連携して対応していく。
 - ② 窓口を一本化し、校長または教頭が対応する。
 - ③ 明確な状況のみを簡潔に述べる。
 - ④ 言えないことは「現在調査中であり、判明次第報告します」との対応で統一する。
 - ⑤ 会見場所は、体育館とする(校舎には入れない)。

6 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、学校HPに公表し、児童一人ひとりのいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- (2) 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。